○財務省告示第九十号

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法人税法施行規則第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する保存の方法を定める件（平成二十四年一月財務省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

前文中「第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項」を「第二十六条の三第二項、第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項」に改める。

本文第一項中「第六十二条及び第六十七条第三項」を「第五十九条の二第九項、第六十二条、第六十七条第三項及び第六十七条の二第六項」に、「」の規定」を「。）又は第六十七条の二第一項の規定」に改め、同項第五号イ中「又は規則」を「、規則第五十九条の二第一項の規定により同項に規定する特定事項記載書類を保存すべきこととされている同項の青色申告法人、規則」に、「」の」を「」又は規則第六十七条の二第一項の規定により同項に規定する特定事項記載書類を保存すべきこととされている同項の普通法人等の」に改め、「の帳簿書類」の下に「、特定事項記載書類」を加え、本文第二項中「又は第六十七条第二項」を「、第五十九条の二第一項、第六十七条第二項又は第六十七条の二第一項」に改める。

○財務省告示第九十一号

消費税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十六号）の一部の施行に伴い、消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第二条の四第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件（令和五年三月財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

前文及び本文中「第二条の四第二項」を「第二条の五第二項」に改める。

○財務省告示第九十二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第六十一条第二項の規定に基づき、消費税法施行令第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八条の二第三項、第五十八条の三第三項、第七十条の十三第二項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第五条第三項、第十六条第三項及び第二十六条の七第四項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

前文中「第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八条の二第三項、第五十八条の三第三項、第七十条の十三第二項」、「第七十一条第五項並びに」及び「第五条第三項、第十六条第三項及び第二十六条の七第四項」を削り、「保存の」を「財務大臣の定める」に改める。

本文中「。以下「法」という。）第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等、同条第十一項に規定する本人確認書類、法第三十六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する書類及び法第三十八条第二項、第三十八条の二第二項又は第五十八条に規定する帳簿、消費税法施行令（以下「令」という。）第七十条の十三第一項に規定する適格請求書等の写し並びに消費税法施行規則（以下「規則」という。）第五条第一項各号又は第十六条第一項若しくは第二項に規定する書類又は帳簿及び規則第二十六条の七第一項に規定する書類の写し（以下「帳簿等」という。）を令第五十条第一項及び第二項、第五十四条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第二項、第五十八条の三第二項、第七十条の十三第一項並びに第七十一条第二項及び第四項並びに規則第五条第一項、第十六条第一項及び第二項並びに第二十六条の七第一項に規定する」を「」、消費税法施行令及び消費税法施行規則の規定により帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の保存をする場合における当該保存に係るこれらの規定に規定する財務大臣の定める方法は、これらの規定により当該帳簿等を」に改め、「保存する方法」の下に「とする。」を加える。

○財務省
経済産業省告示第三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）の一部を次の表のように改正し、同法第二十一条の二十第五項の規定に基づき公表する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項 一　（略） 二　事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項 （略） イ　（略）	1　事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項 一　（略） 二　事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項 （略） イ　（略）